

# 避難行動要支援者の避難支援制度

問合せ先 市防災対策室

## 避難行動要支援者の避難支援制度とは

この制度は、災害時の避難に支援が必要な方の情報を、本人の同意の上で、事前に町会・自治会や民生委員、消防・警察・社会福祉協議会などの地域支援者へ提供することで、災害が起こる前に自分のことを地域に知ってもらい、平常時から支援体制を整えることで、災害時の避難を支援する制度です。

## 手続きの流れ

**1** 10月中旬に、今年度新たに対象となる方、これまでに対象となっていて、手続きを完了していない方に、手続き書類を送付します

**2** 平常時からの情報提供について、個人情報提供同意書に記入して意思表示します

情報提供に同意する方

「同意します」にチェックを入れて、避難支援プラン（個別プラン）を記入して、返送してください

情報提供に同意しない方

「同意しません」にチェックを入れて、返送してください

**3** 町会・自治会や民生委員、消防・警察・社会福祉協議会などへ、同意した方の情報を提供します

## 支援の対象者

10月1日を基準として、次の要件に該当する在宅の方が対象になります。

区分	要件
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 75歳以上の一人暮らしの方</li> <li>● 75歳以上の高齢者のみの世帯の方</li> <li>● 緊急通報装置の設置世帯の方</li> </ul>
要介護認定者	● 要介護3以上の認定を受けている方
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳1級・2級を持っている方</li> <li>● 療育手帳A判定を持っている方</li> <li>● 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記以外の理由で、避難支援が必要と認められる方で、支援を希望し、情報提供に同意した方</li> </ul> <p>※支援を希望する方は、市防災対策室までご相談ください。</p>

※病院や施設などに長期で入院・入所している方は、対象となりませんので、避難の際は施設の指示に従ってください。

## 地域への情報提供に同意している方

平成30年8月末現在（単位：人）

区分	対象者	同意している方
高齢者	6,815	4,103
要介護認定者	444	208
障がい者	1,484	781
その他	144	144
合計	8,887	5,236

## 地域でのさまざまな取り組み

平常時からの情報提供に同意した方の情報は、災害時の情報伝達や安否確認など、地域での支援体制の整備に活用されます。ある町会では、同意した方の情報を地域で共有し、速やかに避難できる取り組みを進めています。

この制度は、町会・自治会や民生委員など、地域での助け合いが必要な制度です。日頃からの近所付き合いを通して、顔が見える関係を作っておくことが大切です。町会・自治会へ加入していない方は、この機会に加入しましょう。

また、災害時には支援する方も被災する可能性があり、必ずしも支援を受けられるとは限りません。日頃から自分の身は自分で守れるように備えておくことも大切です。

## 緊急告知FMラジオの無償貸与

この制度の対象者のうち、次のいずれかに該当する方に緊急告知FMラジオを無償で貸与します。

- 高齢者区分の方で「情報提供、を希望している方
- 要介護認定者区分の方
- 障がい者区分の方

※対象者には、1月頃に案内を送付します。



## 緊急告知FMラジオの販売

販売場所 市役所本庁、北村・栗沢両支所、FMはまなす

価格 【個人、町会・自治会】 2,000円  
【事業所】 4,000円